

入札監理小委員会における審議結果報告 「政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要及び目的

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 29 条及び第 30 条に基づき令和 2 年度に政府が買入を行う政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く）の販売、保管、運送等の一連の業務

○事業期間

令和 2 年 4 月以降から令和 8 年 3 月末（6 年間）

○選定の経緯

- ・事故米不正転売事件の発生を踏まえ、政府が所有する米の販売等業務に係る民間委託に当たっては、特に公正な競争条件による入札がなされる必要があるとの観点から、第 10 回公共サービス改革小委員会（平成 22 年 3 月 24 日）による農林水産省からのヒアリングを経て、平成 22 年度基本方針において選定。
- ・平成 28 年度、1 期目（平成 23 年度契約分）の評価を行い、平成 29 年度契約分より新プロセスへ移行。
- ・令和元年法令遵守等に課題が認められ、現行プロセスに戻して継続。

2. 事業評価を踏まえた対応について

(1) 【課題】

○法令違反事案について

平成 30 年 4 月、受託事業者から保管業務を委託されていた一部倉庫において、鼠害等の被害を報告せず、袋を詰替えた上で、偽造した農産物検査証明印を押印していた事案が発生した。

本事案を受け、当該受託事業者及び当該保管業務の再委託を受けた法人は、平成 30 年度中に政府米を保管する全ての倉庫に対し、第三者機関による抜き打ち検査を導入することを主な内容とする再発防止策を講じており、検査の結果、当該受託事業者等の政府米の保管管理が適正に実施されていることが確認されている。（本事業期間においても、別調達を行い第三者による抜き打ち検査を行う予定。）

(2) 【対応】

○実施要項に規定の追記

① 入札参加資格の追加（第 3 の 1 の(14)）

入札参加資格について、米穀の流通に関する法令に違反した業者が出てきたこ

とを踏まえ、公サ法第10条第1項第9号の規定に準じた取扱い（欠格事由は親会社も該当しないことを要件とする）に関する規定の明確化。

② 入札参加資格の有無の評価方法（第5の1及び第5の2）

入札参加資格の評価方法について、昨年発生した農産物検査法違反の事案を踏まえ、資格審査書類（企画書や審査書類）提出後に発生した事案も考慮対象となることを明確にするため、規定に「等」を追加。また、落札者の決定の時点で入札参加資格を満たしている必要があることを明確化。

3. 実施要項（案）の審議結果について

制度的に抜き打ち検査を行う事を確認しつつ、以下の実施要項（案）の変更点について確認を行ったが、実施要項（案）の変更について、指摘はなかった。

なお、今期で10期目の審議であることから、次回（本年6月頃）評価では、対象年度事業（平成26年度開始）を含めて、過去の事業を総括した報告の提出を求め、審議を行うこととした。

(1) P17 「④ 農林水産省は、契約解除及び違約金を徴収してもなお損害賠償の請求をすることができる」とあるがどのようなことを想定して、追加した項目か。

→ 不適正流通などにより、実損額が違約金の額を上回る場合（例えば広く市場流通して回収が必要となった場合）に損害賠償が可能となるように追加したものである。

(2) P11 入札に当たっては、当然再委託先の単価は考慮されるものであり、わざわざ再委託先の見積金額の考慮規定を追加する必要があるのか。

→ 本年度の実施要項の作成に当たっては、法令違反事案への対処を念頭に見直しを行ったところ。

今回の事案は、保管料単価が安く押さえられた中で人件費の高騰などにより必要な人員が不足し、監視が疎かになっていた可能性も否定できないことから、改めて再委託先の実態と乖離した単価とならないように当該規定を追加したところである。なお、規定だけでは当該趣旨は伝わりづらいことから、入札説明会において、本項の趣旨については、十分説明してまいりたい。

4. パブリックコメントの対応について

令和2年1月10日（金）から1月23日（木）までに意見招請を行った結果、6通の意見があったところ、保管経費の計算方法に関する意見（3件）、入札手続に関する意見（1件）、業務に関する意見（1件）、平仄に関する意見等があったが、実質的に実施要項案を変更するような意見はなかった。